

公立大学法人岩手県立大学危機管理対応指針

制定	平成18年9月15日	理事長決裁
改正	平成21年9月1日	理事長決裁
改正	平成22年4月1日	理事長決裁
改正	平成23年11月17日	理事長決裁
改正	平成24年5月8日	理事長決裁

第1 総則

1 趣旨

この指針は、公立大学法人岩手県立大学（以下「本学」という。）において発生する又は発生することが予測される様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、本学における危機管理に関する基本的事項について定めるものとする。

2 定義

(1) 「危機」とは、次に掲げる不測の緊急事態をいう。

ア 学生、職員等の生命、身体、財産に重大な被害又は損失を生じるおそれのある不測の災害、事件、事象等

イ 大学の円滑な運営に支障を生じるおそれのある事件、事故等

(2) 「危機管理」とは、想定される危機に対する未然の防止及び被害等の軽減対策並びに危機発生時における被害等を最小限に抑えるための対応をいう。

3 責務

(1) 理事長は、本学における危機管理を統括する責任者として、危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(2) 4の(1)の表に定める責任者は、所管する危機管理の責任者として、当該危機管理に必要な措置を講じなければならない。

(3) 4の(1)の表に定める所管部局の長は、所管する危機管理の担当として、当該危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(4) 4の(1)の表に定める所管部局以外の部局は、所管部局からの協力要請があった場合は、協力しなければならない。

4 危機管理の所管

(1) 個別の危機管理の責任者及び所管部局は、下表のとおりとする。

危機の事象区分	責任者	所管部局
自然災害(地震、風水害等)	理事長	事務局(企画室・宮古事務局)
火災	理事長	事務局(企画室・宮古事務局)
NBCR災害(核物質、生物剤、化学剤、放射性物質)、暴力	理事長	事務局(企画室・宮古事務局)
入試等に係る事件、事故	学長	教育研究支援本部
研究活動に係る事件、事故	学長	教育研究支援本部・地域連携本部
学生生活に係る犯罪、事件、事故	学長	学生支援本部
感染症の蔓延	学長	学生支援本部
情報システムに係る事故、障害等	学長	企画本部

- (2) 危機によっては、所管部局以外の部局も関連するため、関係部局と連携を図り対応するものとする。
- (3) 所管部局は、当該危機管理について、迅速かつ円滑に対応するものとする。
- (4) 危機発生にあたり、所管部局が不明確である場合には、理事長が当該所管部局を決定するものとする。

第2 事前対策

5 危機管理意識の高揚

所管部局は、危機による被害を防止又は軽減するために、平常時から教育、訓練等を行い、危機に備えるものとする。

6 危機管理マニュアル等の整備

- (1) 所管部局は、想定される危機に対応するため、次の事項を明記した危機管理マニュアル等を整備しておかなければならない。

ア 危機発生に備えた意識の高揚、組織の整備及び訓練実施等の事前対策

イ 危機発生時の情報伝達及び人命の安全確保のための応急対策

ウ 被害者に対する支援等の事後対策

- (2) 危機管理マニュアル等は、関係部局等と十分な協議調整を行い作成するとともに、常に状況の変化に対応できるよう、必要な見直しを行わなければならない。

第3 応急対策

7 危機発生時の伝達方法

- (1) 危機が発生した場合の連絡体制は、別紙「基本緊急連絡網」のとおりとする。
- (2) 危機発生時の連絡を受けた者は、速やかに4の(1)に定める所管部局の長及び関係部局等へ連絡しなければならない。
- (3) 緊急に対応する必要がある場合は、その発見者又は連絡を受けた者は、速やかに消防署・警察署等の関係機関（以下「関係機関」という。）へ連絡し、支援を要請しなければならない。

8 危機への対応

(1) 応急体制の整備

所管部局の長は、危機管理マニュアル等の定めるところにより、職員の招集及び役割分担の指示を行う。

(2) 危機に対する情報の収集・連絡・管理

所管部局の長は、情報の収集と一元管理を行うものとする。

9 報告及び連絡調整

(1) 報告

所管部局の長は、危機の具体的状況、被害規模等の概括的状況を適宜、速やかに4の(1)の表に定める責任者へ報告するものとする。

(2) 連絡調整

所管部局の長は、危機の状況及び内容により、関係部局等の長及び関係機関と十分に連絡調整を行いながら、本学として必要な応急措置を講じるものとする。

10 危機管理対策本部

- (1) 被害が大規模で社会的影響が大きく、全学で対策を講じる必要があると認められる場合は、危機管理対策本部を設置し、被害情報の収集及び応急対策を実施するものとする。
- (2) 危機管理対策本部の本部長は、危機管理を統括する責任者である理事長とし、副本部長は学長とする。
- (3) 危機管理対策本部の設置及び運営について必要な事項は、危機管理マニュアル等により定めるものとする。
- (4) 危機管理対策本部は、本部長が危機の終息の宣言を行ったときに解散す

るものとする。

11 報道対応

報道機関への対応は、原則として全学の広報を所管する副学長が行うものとする。

第4 事後対策

12 事後対策

4の(1)の表に定める責任者は、所管部局を決定し、次に掲げる事後対策を講じるものとする。

(1) 被害者に対する支援

危機発生による学生、職員等の被害者に対し、各種相談に応じるとともに、必要な支援を行う。

(2) 復旧の推進

危機発生による授業等への影響を最小限に抑えるため、可能な限り施設設備等の復旧に努めるものとする。

(3) 再発防止策の検討・実施

ア 応急対策終了後、速やかに対応の評価及び改善策の検討を行う。

イ 対応の評価及び改善策の検討結果に基づき、再発防止策を検討し、実施する。

ウ 対応の評価及び改善策の検討結果により、必要に応じ、危機管理マニュアル等の見直しを行う。

附 則（平成18年9月15日 理事長決裁）

この指針は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成21年9月1日 理事長決裁）

この指針は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日 理事長決裁）

この指針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月17日 理事長決裁）

この指針は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（平成 24 年 5 月 8 日 理事長決裁）
この指針は、平成 24 年 5 月 8 日から施行する。